

令和4年度

第1回神崎市地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会

日 時 令和4年6月27日（月）10:00～

場 所 神崎市役所 本庁舎 3階大会議室

(次 第)

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

資料1

6 議題

(1) 副会長及び監事の選出について

(2) 令和3年度神崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について

資料2

(3) 令和3年度神崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告・
令和3年度神崎市地域公共交通活性化協議会監査結果報告について

資料3

(4) 神崎市巡回バス事業計画の変更（案）について

資料4

(5) 令和5年度生活交通確保維持改善計画（案）について

資料5

7 その他

(1) 認知症にやさしいまちづくり事業（認知症普及啓発事業）について

資料6

8 閉会

令和4年度 神崎市地域公共交通会議委員名簿

No	氏名	役職等	備考
1	平石 巖	神崎町区長会会長	住民又はバス等の利用者
2	岸川 政晴	千代田町区長会会長	住民又はバス等の利用者
3	八谷 好弘	脊振町区長会会長	住民又はバス等の利用者
4	重松 美文	神崎市民生児童委員協議会代表	住民又はバス等の利用者
5	馬場崎 安則	神崎市老人クラブ連合会会長	住民又はバス等の利用者
6	永沼 功	神崎市商工会会長	住民又はバス等の利用者
7	吉原 俊樹	神崎町住民代表	市長が必要と認める者
8	佐藤 悦子	千代田町住民代表	市長が必要と認める者
9	實松 英治	脊振町住民代表	市長が必要と認める者
10	小山 淳也	有限会社ジョイックス交通 代表取締役	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
11	岡本 卓也	西鉄バス佐賀株式会社 取締役営業本部長	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
12	江上 康男	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 専務理事	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
13	津留 崇明	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官	九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
14	中野 周史	国土交通省佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所長	道路管理者及び公安委員会
15	宮崎 厚志	佐賀県東部土木事務所 所長	道路管理者及び公安委員会
16	鷺崎 文徳	神崎警察署 交通課長	道路管理者及び公安委員会
17	坂井 歩美	佐賀県地域交流部さが創生推進課 くらしの移動手段確保担当係長	市長が必要と認める者
18	嶋 耕二	神崎市産業建設部長	道路管理者及び公安委員会
19	中島 勝利	神崎市総務企画部長	市長又はその指名する者

神崎市地域公共交通会議事務局

No	氏名	役職等	備考
1	音成 栄志	神崎市企画課長	事務局長
2	安陪 邦勇	神崎市企画課地域振興係長	事務局
3	執行 祐恒	神崎市企画課地域振興係	〃

令和4年度 神崎市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No	氏名	役職等	区分	備考
1	平石 巖	神崎町区長会会長	法第6条第2項第3号	地域公共交通の利用者
2	岸川 政晴	千代田町区長会会長	〃	地域公共交通の利用者
3	八谷 好弘	脊振町区長会会長	〃	地域公共交通の利用者
4	重松 美文	神崎市民生児童委員協議会代表	〃	地域公共交通の利用者
5	馬場崎 安則	神崎市老人クラブ連合会会長	〃	地域公共交通の利用者
6	永沼 功	神崎市商工会会長	〃	地域公共交通の利用者
7	吉原 俊樹	神崎町住民代表	〃	市長が必要と認める者
8	佐藤 悦子	千代田町住民代表	〃	市長が必要と認める者
9	實松 英治	脊振町住民代表	〃	市長が必要と認める者
10	小山 淳也	有限会社ジョイックス交通 代表取締役	法第6条第2項第2号	関係する公共交通事業者
11	岡本 卓也	西鉄バス佐賀株式会社 取締役営業本部長	〃	関係する公共交通事業者
12	江上 康男	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 専務理事	〃	関係する公共交通事業者
13	津留 崇明	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官	法第6条第2項第3号	市長が必要と認める者
14	中野 周史	国土交通省佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所長	法第6条第2項第2号	道路管理者
15	宮崎 厚志	佐賀県東部土木事務所 所長	〃	道路管理者
16	鷺崎 文徳	神崎警察署 交通課長	法第6条第2項第3号	関係する公安委員会
17	坂井 歩美	佐賀県地域交流部さが創生推進課 くらしの移動手段確保担当係長	法第6条第2項第3号	市長が必要と認める者
18	嶋 耕二	神崎市産業建設部長	法第6条第2項第2号	道路管理者
19	中島 勝利	神崎市総務企画部長	法第6条第2項第1号	地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体

神崎市地域公共交通活性化協議会事務局

No	氏名	役職等	備考
1	音成 栄志	神崎市企画課長	事務局長
2	安陪 邦勇	神崎市企画課地域振興係長	事務局
3	執行 祐恒	神崎市企画課地域振興係	〃

令和4年度 第1回

神崎市地域公共交通会議

神崎市地域公共交通活性化協議会

会 議 資 料

日 時 : 令和4年6月27日(水) 10:00～

場 所 : 神崎市役所 本庁舎 3階大会議室

■ 神崎市地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会について

○ 地域公共交通会議 とは

- ・ 地域公共交通会議は、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地方公共団体を主催者とし、地域関係者による合意形成を図る場として、平成 18 年 10 月の改正道路運送法で制度化されたもので、本市では平成 20 年 12 月に設置されました。
- ・ 事業実施に伴う計画や運賃設定といった事項についてあらかじめ本会議から合意を得ることで、道路運送法上の手続き（認可、協議）に際し、弾力化や簡素化に資する特例措置の適用を受けることができます。

○ 地域公共交通活性化協議会 とは

- ・ 地域公共交通活性化協議会（法定協議会）は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画策定及び実施を通じ、地域住民の移動手段の確保を始めとした課題について協議を行う場とするべく、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき制度化されたもので、本市では平成 21 年 1 月に設置されました。
- ・ 本市巡回バスは、協議会で策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、協議会が実施主体として平成 21 年 7 月から運行を開始しました。係る費用は運賃収入や市からの補助金のほか、国からの補助金（地域公共交通活性化・再生総合事業補助金）も充当していました。
- ・ その後の法改正を経て、現在の巡回バスは令和 2 年 3 月に策定した神崎市地域公共交通網形成計画（網計画）に基づき運行しており、毎年策定する生活交通確保維持改善計画により、引き続き国から補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を受け入れています。
- ・ また、網計画は市全体の公共交通網の見直しを図るための基本指針として位置づけられており、令和 3 年 10 月には巡回バスの運行系統を見直すとともに、新たに予約型乗合タクシー「NORARU（のらる）」を導入するなど、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、利便性の向上と運行区域の拡大に取り組んでいます。

◎地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の違い

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通	バス・タクシー等の単一形態	バス・タクシー・鉄道等の複数形態 ※単一形態も可
会議参加 応諾義務	なし	あり
計画策定	任意（補助金なし）	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における 補助金	なし	あり
メリット	この会議で合意された場合 ・路線の設定 （路線の新規・変更） ・運賃設定 等 上記手続きを簡略化・弾力化することが可能となる。	国、県からの支援を受けることができる。

『地域公共交通会議』と『地域公共交通活性化協議会』が協議していくテーマは、大半が共通する内容となります。

○神崎市地域公共交通会議設置要綱

平成20年12月26日

要綱第31号

改正 平成24年5月31日要綱第60号

平成27年4月1日要綱第15号

平成28年4月1日要綱第29号

平成31年4月1日要綱第39号

令和2年4月1日要綱第25号

(設置)

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、神崎市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通ネットワーク計画に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(平24要綱60・一部改正)

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民又はバス等の利用者
- (2) 市長又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会
- (5) 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者及び公安委員会が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱からその日以後最初の3月31日までとする。ただし、再任を

妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総務企画部長をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平31要綱39・令2要綱25・一部改正)

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、市その他関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議に付すべき事項を調査、検討及び交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認める者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(平27要綱15・平28要綱29・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通

会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成24年要綱第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年要綱第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年要綱第29号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年要綱第39号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年要綱第25号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

神崎市地域公共交通活性化協議会規約

平成21年1月9日制定

(目的)

第1条 神崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項並びに地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）並びに生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に係る協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられる事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって構成する。

(役員を選任)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、神崎市総務企画部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 監事は、委員のうちから、会長が任命する。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、神崎市総務企画部企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年1月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、神崎市が招集する。

附 則

この規約は平成21年4月30日から施行する。

附 則

この規約は平成24年5月31日から施行する。

附 則

この規約は平成27年6月9日から施行する。

附 則

この規約は平成28年6月21日から施行する。

附 則

この規約は令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は令和2年7月30日から施行する。

附 則

この規約は令和2年9月10日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	神崎市
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所長
	佐賀県東部土木事務所
	神崎市産業建設部
法第6条第2項第3号	神埼警察署
	住民・バス等の利用者
	市長が必要と認める者
	佐賀県

地域への公共交通導入ガイドブック

《道路運送法編》



平成29年 3 月

 国土交通省 九州運輸局

1 道路運送法とは

- 『道路運送法』は、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業について規定された法律です。
- 公共交通のように“**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、『道路運送法』に規定されており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の一つとなります。

道路運送法の目的（法第1条）

道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、
利用者の需要の“多様化”及び“高度化”に的確に対応した
サービスの円滑かつ確実な提供

輸送の安全の確保、
道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進

道路運送の総合的な発達

もって公共の福祉を増進することを目的とする



2 旅客自動車運送事業について

事業の定義（法第2条）・種類（法第3条）

- “**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、「旅客自動車運送事業」にあたり、事業種別ごとに国土交通大臣の許可が必要となります。使用する車両は事業用自動車と呼ばれ、ナンバープレートは**緑色**（軽自動車は黒）となります。

旅客自動車運送事業の定義（法第2条③）

（旅客自動車運送事業の定義）

- ①**他人の需要に応じ**、②**有償で**、③**自動車を使用して**、④**旅客を運送する事業**



○一般旅客自動車運送事業（法第3条第1号）

- 一般**乗合**旅客自動車運送事業
乗合旅客（不特定多数）を運送

路線バスや
コミュニティ
バスなど



- 一般**乗用**旅客自動車運送事業
定員**10人以下**の自動車を貸し切って
旅客を運送

一般タクシー



- 一般**貸切**旅客自動車運送事業
定員**11人以上**の自動車を貸し切って
旅客を運送

観光バス
など



○特定旅客自動車運送事業（法第3条第2号）

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送

送迎バスなど

（学校に通う児童、生徒及び教職員 / 事業所に通う従業員）



経営許可（法第4条） ～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～

- 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、**道路運送法による許可**を受ける必要があります。公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになります。

(経営許可(法第4条)～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～の続き)

○ただし、例外的に「白ナンバー(自家用)」の車両を使用できる場合があり、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』と呼びます。

本書
P17～
参照



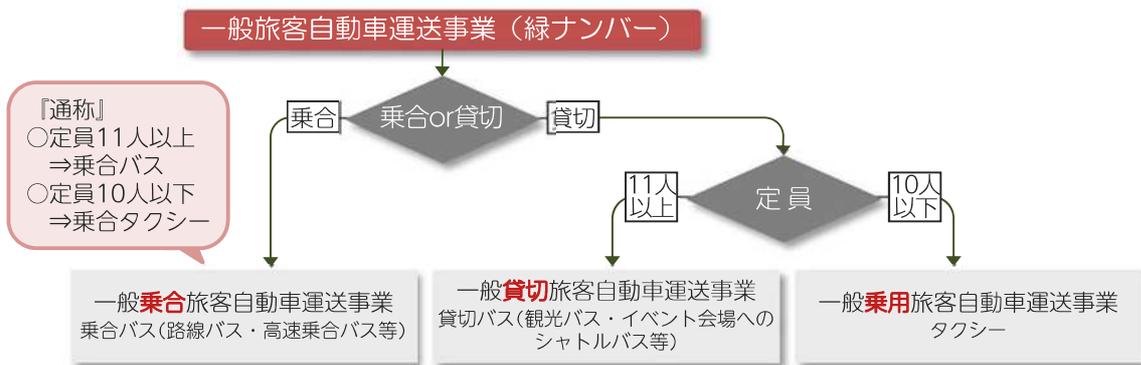
緑ナンバー⇒事業用自動車
旅客(利用者)や貨物を運送することで対価(運賃や配送料)をもらうことを目的とした車両



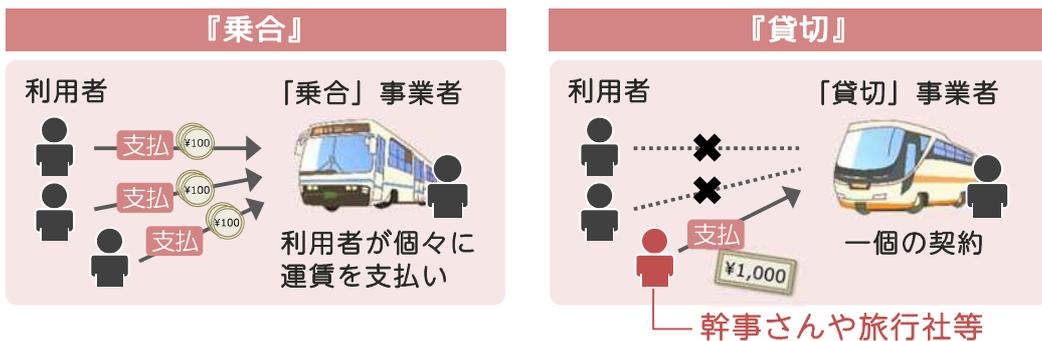
白ナンバー⇒自家用自動車
事業用自動車以外の一般的な車両
※対価をもらって旅客(利用者)を運送することは違法行為になります。(いわゆる「白バス」「白タク」)

『乗合』と『貸切』のちがい

- 『乗合』とは、不特定多数の利用者が1つの車両と一緒に乗る形態で、一般の路線バスやコミュニティバスなどはこれに該当します。利用者は個々に運賃を支払う形で、法律上はバス車両(定員11名以上)かタクシー(定員10名以下)の別は問いません。
- 『貸切』とは、運行事業者と利用者が1つの運送契約を結んで運送する形態で、観光バスやタクシーなどはこれに該当します。1個の契約により旅客を運送することが原則となります。



○契約形式(運賃等の支払いの形)がポイント



3 公共交通の導入に係る事業の許可・申請

乗合バス（路線バス）

- 公共交通を導入するときは、利用者がそれぞれ運賃を支払う乗合バス（路線バス）事業に依る形が一般的です。**正式には一般乗合旅客自動車運送事業**といます。
- 乗合バスの主な形態には、一般の路線バス、高速バスなどがありますが、これらは路線を定めて定期運行する自動車により不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業です。

一般乗合旅客自動車運送事業の種類

- 通常路線バスといわれる「路線定期運行」（高速バス含む）
- 深夜型シャトルバス、基本路線型の予約制バスなどの「路線不定期運行」
- 予約等により自宅から目的地まで運行するデマンド交通「区域運行」

コミュニティバスは主にこれに該当



乗合バス(路線バス)



乗合タクシーなど

写真：なるほど!!公共交通の働どころ、地域内フィーダー系統に関する市町村の取組み事例集

許可申請（法第5条）

- 乗合事業者は、道路運送法による**事業の経営許可、運賃・料金の認可や届出**が必要です。
- 運行の態様ごとに事業計画を定める**必要があります。運行の様態には「路線定期運行」「路線不定期運行」「区域運行」の3種があります

路線定期運行

特徴：予め定められた時間に定められたルートを実行する



路線不定期運行

特徴：利用者がある場合にのみ予め定められたルートを実行する



区域運行

特徴：路線を定めず、予約がある場合のみ区域内を実行する



※路線不定期運行及び区域運行の実施には、地域公共交通会議等で協議が整っている必要があります。

参考

『乗合タクシー』という言葉について

主にタクシー事業者のタクシー車両（定員10人以下）による乗合事業を指します。不特定多数の人が乗り合わせる形態は乗合に区分され、タクシー車両を用いてもタクシー事業ではありません。

『事業計画』と『運行計画』（法第5条,法第15条～法第15条の3）

○事業計画の申請書は、**運行の態様ごとに必要な記載事項が異なり**、路線定期運行は事業計画のほか、運行計画を定めることも必要となります。

許可申請（法第5条）

申請書記載事項/詳細な許可基準

- 事業者名
- 事業種別
- 路線又は営業区域、
- 事業計画（則第4条）**
 - ↳ **〈事業計画〉** 原則、許可・認可が必要 ※軽微な変更は届出
 - ↳ **〈運行計画〉** 路線定期運行の場合のみ、すべて届出

➡ 路線定期運行の場合・・・事業計画とあわせて運行計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条①）

- 路線の起終点の地名・地番
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
〈主な条件〉1営業所ごとに最低5両の常用車および1両の予備車（ただし、地域公共交通会議の協議によるもの又は過疎地域等は例外措置あり）
- 自動車車庫の位置、収容能力
〈主な条件〉原則は営業所併設（併設できない場合2km以内）、前面道路が車両制限令に抵触しない
- 事業用車両の大きさ・重量
〈主な条件〉保安基準への適合：道路運送車両法（自動車の構造・装置、整備管理者・点検義務など）
車両制限令への適合：道路法、車両制限令（幅・重量・高さなどの車両諸元の最高限度）
公共交通移動円滑化基準への適合：床面や乗降口などのバリアフリー対応など
- 停留所の名称・位置・停留所間のキロ程
〈主な条件〉原則として3年以上の権原を有するもの
道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可を得ていること
フリー乗降区間の設定可能

※ 路線図を添付（則第4条②）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び停留所の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置



運行計画（法第15条の3/則第15条の12）

- 運行系統（起点・終点・経過地）
- 運行回数並びに始発・終発の時刻（運行回数が少ない場合は運行時刻）

➡ 路線不定期運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条③）

- 路線の起点・終点の地名及び地番
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 事業用車両の大きさ・重量
- 運行系統
- 乗降地点の名称・位置・乗降地点間のキロ程
- 各地の発車時刻または着地の到着時刻

※路線図を添付（則第4条④）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び乗降地点の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 運行系統
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置

➡ 区域運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条⑤）

- 営業区域
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 運送の区間
- 発地の発車時刻もしくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

※路線図を添付（則第4条⑥）

- 営業区域
- 自動車車庫の位置
- 営業所、発地及び着地の位置・名称
- 縮尺及び方位

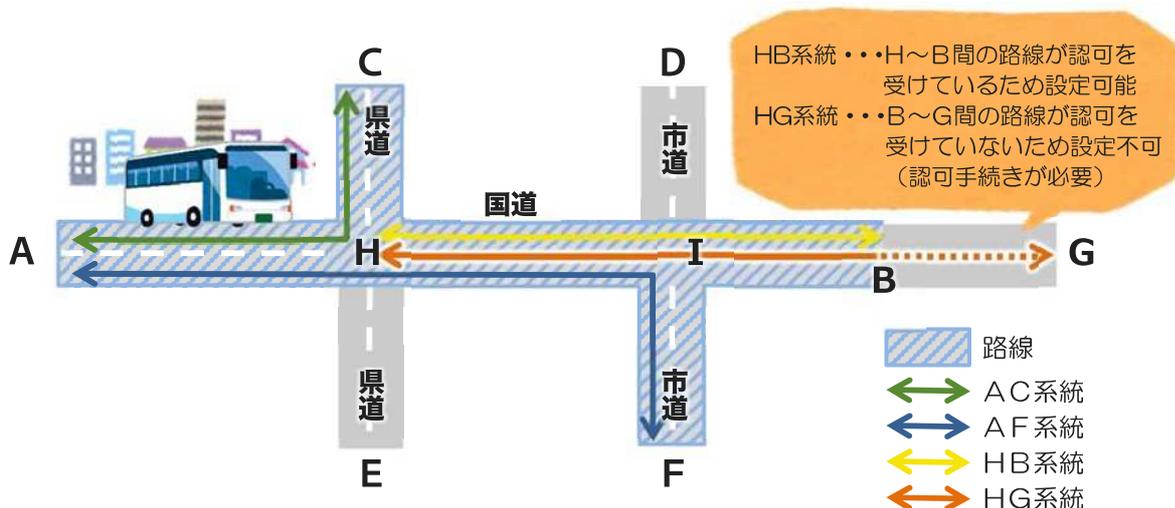
その他の許可基準・添付書類（法5条②/則第6条）

- 運行管理体制（公示1.（6））・・・運行管理者の確保、運行管理規程の作成等
〈一般乗合〉乗車定員11人以上（または10人以下で事業用車両5両以上）の営業所において、
保有車両39両まで1名、以降40両ごとに1名増
 - 運転手の確保（公示1.（7））・・・運転者の過労防止措置・教育、服務規律の作成等
 - 事業資金（調達方法）（公示1.（8））・・・車両等の取得費（リースも可）等
 - 乗務員の休憩等の施設（公示1.（3）⑤）
 - 運行により生じた旅客等の損害賠償措置（公示1.（10））
 - 法令遵守（公示1.（9））
 - 法人の場合、定款・登記簿・貸借対照表などを添付
- ※「公示」はH13.12.25九運公福第39号（一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準）

『路線』と『運行系統』とは

○路線は、バス等が運行できる「道路」を指し、運行するには認可が必要です。

○運行系統は、運行の「経路」を指し、認可を受けていない路線上には設定できません。



各態様の特徴に関する一覧表

一般乗合旅客自動車運送事業の態様別（則第3条の3）の概要

項目	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
路線の有無	路線を定めて運行 ※1		路線を定めずに運行
運行形態	定時運行	需要に応じて運行 (時刻不定又は完全予約制につき 定時には運行しない)	需要に応じて運行 (時刻不定又は路線不定につき 定時には運行しない)
利用者	利用者なしでも運行		利用者があれば運行（利用者がいない場合には運行しない）
道交法上の駐停車	停留所においては道交法 第44条（駐停車禁止区域） で例外が認められている ※他者の停留所を使用する 場合には使用承諾が必要	道交法第44条により路線定期運行・特定旅客運送の 停留所には駐停車できない(運行時間中) ※路線定期のバス停ではない主要施設構内確保を促す	
バリアフリー法※3	適用 (必要に応じて適用除外認定)	適用外	
公安委員会への 意見聴取 ※4	必要		不要
道路管理上の 意見聴取 ※5	必要		不要
具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> 一般路線バス 定期コミュニティバス 定時乗合タクシー 定期観光バス 等 	<ul style="list-style-type: none"> 路線を定めた完全予約制の 乗合タクシー 観光需要対応型タクシー 等 	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型乗合タクシー (過疎地、団地、観光、空港 等に対応)

※1. 乗合の基本は路線定期運行であり、路線不定期運行及び区域運行については、地域公共交通会議等で協議が調っている必要がある（明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がないものを除く）

※2. 路線の一部をコールポスト等によりデマンド運行する場合も路線定期運行とみなす

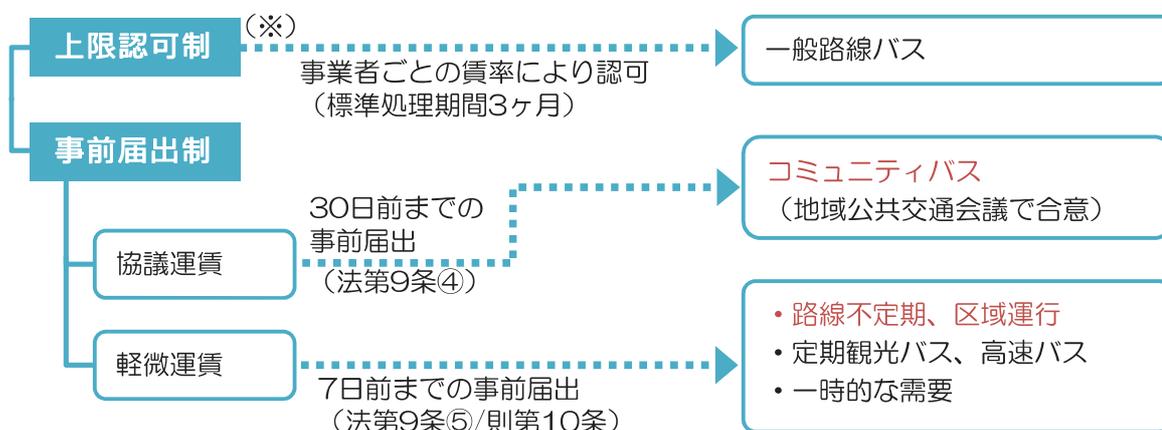
※3. バリアフリー法を適用外とするため意図的に路線不定期運行や区域運行にすることのないよう運行形態をよく見極めること

※4. 交通安全上の意見照会は、公共交通会議で協議が整っている場合（構成員に公安委員会が入っているとき）又は使用車両の定員が10人以下の場合は省略が可能

※5. 地域公共交通会議等の構成員に「公安委員会（地元警察署）」及び「道路管理者」が含まれている場合は、後の申請手続きを円滑に進めるために意見照会について早期回答をもらえるよう協力を依頼

運賃・料金の設定（運行態様別）

○運賃等の設定に際しては、**運行態様別に認可・届出が必要**です。それぞれの態様において標準処理期間などを考慮したうえで、必要な処置を講じる必要があります。



※ 一般路線バスの運賃は、電気・ガス・水道などの公共料金と同様の取扱いにより設定されます。運輸審議会の諮問を経て国土交通大臣の認定を受けた上限運賃を元に、その上限運賃から20%以下の範囲内で実施する運賃を設定することになっています。

○「地域公共交通会議」での協議を行った場合に、運賃の設定・変更等に関する手続きを簡素化する特例措置が設けられており、運行態様別には以下のような内容となっています。

	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
地域公共交通会議で協議されない場合	<p>上限認可 法第9条①</p> <p>届出 法第9条⑤ 則第10条 ①定期観光運送 ②高速バス運送 ③一時的需要のための限定運送 ④その他大臣が認めた運送</p>	<p>届出 法第9条⑤ 則第10条</p> <p>上限認可 則第10条 地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して大臣が認めた運送</p>	<p>届出 法第9条⑤ 則第10条</p>
地域公共交通会議で合意が得られた場合	<p>届出 法第9条④</p>	<p>届出 法第9条④</p>	<p>届出 法第9条④</p>
<p>※地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために乗合運送を行う場合において、<u>地域公共交通会議で合意しているときは届出による柔軟な運賃・料金が設定可能となっている</u></p>			

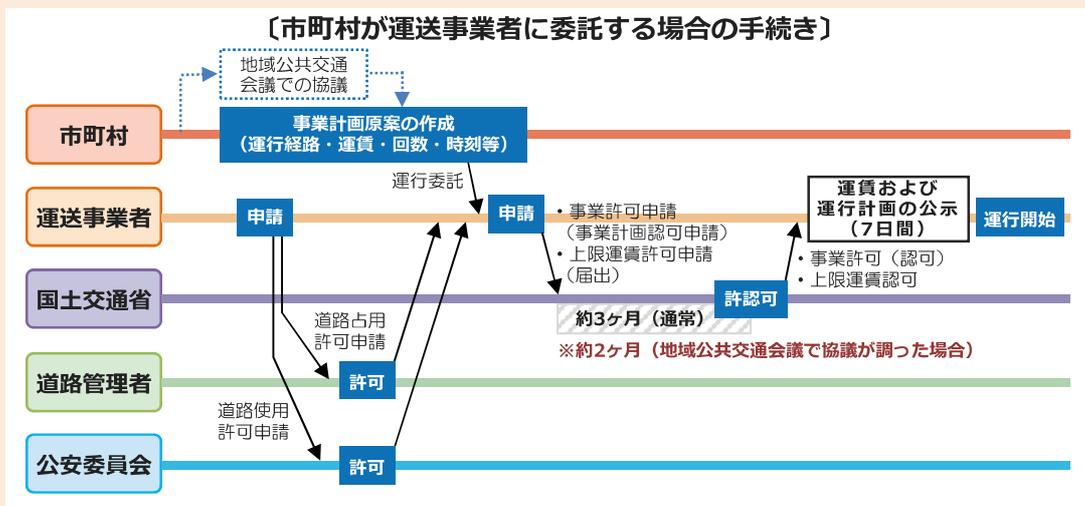
4 事業実施に向けた申請

地域公共交通の導入に係る手続きのながれ

○乗合バス等を導入する際、必要な許可手続きのながれは以下のとおりです。なお、道路上にバス停を設置する際の**道路使用許可・道路占用許可の申請**、運行委託を行う場合の**事業者の選定や調整**など、申請に加えて必要となる手続きの必要期間も考慮してスケジュールを作成しましょう。

「乗合」のバス・タクシーを運行するための手続き（法第4条による許可）

- 有償で「乗合」のバス・タクシーを運行する場合には、運行主体により道路運送法上の許可手続きを行う必要があり、事業計画・運行計画を作成して国に申請します。
- 許可手続きの前に、道路管理者・公安委員会等への許可申請、運行を委託する事業者の選定や調整が必要であり、申請後はその処理期間や公示に掛かる期間等の余裕を確保しましょう。



〈参考〉補助金の交付申請に係るながれと年間スケジュール

○地域公共交通確保維持改善事業などの補助金活用を考えている場合は、下記の補助金の交付申請に係る期間にも考慮が必要です。

補助金の交付を申請するための手続き（地域公共交通確保維持改善事業）

○地域公共交通確保維持改善事業の補助金交付を受ける場合は、事前に「生活交通確保維持改善計画」等の認定申請を行う必要があります。なお、補助金の交付（振込）は、事業年度終了後に事業評価を実施した後になります（事業年度は当年10月1日～翌年9月30日）。



※スケジュールは年度によって変更になる場合があります

地域公共交通会議の活用

- 地域公共交通会議等の協議により、**手続きの弾力化や簡素化の特例措置**が設けられています。
- 例えば、事業の許可には通常約3ヶ月かかりますが、「地域公共交通会議」で協議が調った場合については概ね2ヶ月で許可となります（具体的な処理期間は本書P15を参照）。

地域公共交通会議（則第9条の3）

〈目的〉

- 地域の実情に応じた乗合旅客運送の方法、運賃・料金、市町村有償運送の必要性・対価などを地域の関係者で協議。
- 地域全体で整合性のとれたネットワークの構築に向けた交通計画を策定。
- 輸送の安全・旅客の利便確保策などを検討。

〈主宰者〉

- 市町村又は都道府県（※自主的な判断によって設置）

〈構成員〉

- 市町村又は都道府県、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、住民代表、利用者代表、運輸局（又は支局）、運転者が組織する団体、（道路管理者、都道府県警、学識経験者等）

地域公共交通会議等の協議結果に基づき、道路運送法上の手続きを行う場合には、以下のような手続きの弾力化・簡素化の特例措置が設けられています。

- 1** 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化（法第9条④）
協議が調っている場合は届出をもって足りるとされています。
- 2** 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮（法第15条の2②）
協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮されます。
- 3** 路線不定期運行又は区域運行の実施に係る弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、当該運行の実施が可能になります。
- 4** 使用する車両の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行をすることが可能になります。
- 5** 最低車両数の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和されます。 ※予備車が不要となるものではない
- 6** 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例（H18.9.27国自総第322号他）
協議を調えることによって、他の旅客自動車運送事業と車両を併用する事が可能になります。
- 7** 行政処分等により事業計画変更(拡大)が制限されている場合の特例(H13.12.25九運公福第39号)
協議を調えることによって弾力化が図られます。ただし、新規許可申請には適用されません。
- 8** 処理期間の短縮（H14.1.18九運公福第45号）
協議を調えることによって、路線の延長、停留所の新設、路線に配置する車両の最大値の変更などに係る処理期間が短縮されます。
- 9** 公安委員会の意見を聴取することの簡素化（H18.9.15国自旅第162号）
路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画し、協議を調えることによって、交通保安上の意見照会が省略されます。
- 10** バリアフリー基準の適用除外（省令※ 第43条）
地域の同意、自治体からの要請等により、小型コミュニティバスの車両構造要件等の適用除外認定を受ける事が可能となります（乗車定員11人以上23人以下、総重量5トン以下）
※省令…移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

公共交通について協議する“場”とその種類

○地域公共交通について協議する“場”としては、以下のような法律に基づく検討組織などがあります。それぞれの組織の目的は異なっていますが、構成員の要件は共通する部分が多いことから、**一つの組織で複数の会議等の役割を兼ねることが可能**です。

○なお、下記以外に、「地域公共交通確保維持改善事業」に関する議論や計画の策定などを行う旨補助金交付要綱で定められた協議会などもあります。

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通網形成計画の策定および実施に関して必要な事項を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議 ●地域の交通計画を作成(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項の協議
根拠法	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条) 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路運送法施行規則(第9条の3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路運送法施行規則(第51条の8)
協議が調った場合(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通網形成計画の作成 ●同計画実施への許認可手続きの簡素化 ●地方債起債等の特例措置 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ●自家用車での公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の運行実施が可能 ●自家用車の有償旅客運送の登録、運行が可能
対象交通モード	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード 	<ul style="list-style-type: none"> ●乗合バス・乗合タクシー ●自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送) 	<ul style="list-style-type: none"> ●自家用有償旅客運送(NPO等による公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送)
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ●関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ●関係する公安委員会および地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通会議を主宰する地方公共団体の長 ●一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ●住民または旅客 ●地方運輸局長 ●一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 <p>【必要に応じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業または第49条①に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者および都道府県警察 ●学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営協議会を主宰する地方公共団体の長 ●一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ●住民または旅客 ●地方運輸局長 ●一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ●運営協議会を主宰する地方公共団体の長が管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送または福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等 <p>【必要に応じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者
参加是非	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務なし
協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会参加者の尊重義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律上規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律上規定なし
事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ●行える(地域公共交通確保維持改善事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ●行えない